工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
高崎河川国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事
工事地名	群馬県安中市松井田町入山

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 1月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月	
２）	事務所名	高崎河川国道事務所　道路管理第二課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2025011111		１４）	単価適用年月	2026年 2月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 2月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	鋼橋架設工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量			１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	160日間	自　令和 8年 4月 1日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 8年 9月 7日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	群馬県		２２）	処 分 費 等	432,000	
１０）	地　　区	富岡地区		２３）	公 告 日	令和 8年 1月16日	
１１）	河川・路線	一般国道１８号		２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	橋梁保全工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1		27,763,760			
現場塗装工		式	1		25,482,400			
橋梁塗装工 Rc-Ⅰ		式	1		25,482,400			
素地調整	循環式ハイブリットブラストシステム工法	m2	1,020	18,360	18,727,200			単-1号
下塗	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ(1層) ｽﾌﾟﾚｰ 塗装回数 1回	m2	1,020	1,550	1,581,000			単-2号
下塗	弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料(2層)ｽﾌﾟﾚｰ 塗装回数 2回	m2	1,020	1,613	1,645,260			単-3号
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系 塗装回数 1回	m2	1,020	902	920,040			単-4号
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系　塗装回数 1回	m2	1,020	1,945	1,983,900			単-5号
廃材運搬	塗膜かす(PCB含有)	缶	10	19,300	193,000			単-6号
廃材処分	塗膜かす(PCB含有)	缶	10	43,200	432,000			単-7号
仮設工		式	1		2,281,360			
橋梁足場工		式	1		1,124,100			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	橋梁保全工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
塗装足場	ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞ･ﾎﾞｯｸｽｶﾞｰﾀﾞ	m2	300	3,747	1,124,100			単-8号
橋梁防護工		式	1		631,500			
板張防護		m2	300	2,105	631,500			単-9号
交通管理工		式	1		525,760			
交通誘導警備員		人日	32	16,430	525,760			単-10号
直接工事費		式	1		27,763,760			
共通仮設費		式	1		12,986,605			
共通仮設費		式	1		4,860,605			
安全費		式	1		4,248,430			
鉛等呼吸用保護具等費用		式	1		4,248,430			内-1号
技術管理費		式	1		63,175			
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		63,175			内-2号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	橋梁保全工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
営繕費		式	1		200,000			
クリーンルーム		式	1		200,000			内-3号
現場環境改善費（率計上）		式	1		349,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		8,126,000			
純工事費		式	1		40,750,365			
現場管理費		式	1		18,667,000			
工事原価		式	1		59,417,365			
一般管理費等		式	1		10,842,635			
工事価格		式	1		70,260,000			
消費税相当額		式	1		7,026,000			
工事費計		式	1		77,286,000			

一式当たり内訳書

鉛等呼吸用保護具等費用

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
鉛等呼吸用保護具等費用		式	1		4,248,430			
合　計					4,248,430			

一式当たり内訳書

道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用

第　2号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		63,175			
合　計					63,175			

一式当たり内訳書

クリーンルーム

第　3号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
クリーンルーム設置撤去		箇所	1	200,000	200,000			
合　計					200,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	素地調整	循環式ハイブリットブラストシステム工法	単位	m2	数量	1	単価	18,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
素地調整工	循環式ブラスト	m２	1	18,351	18,351	
計					18,351	
単価					18,360	円／m2

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	下塗	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ(1層) ｽﾌﾟﾚｰ 塗装回数 1回	単位	m2	数量	1	単価	1,550

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ(1層)ｽﾌﾟﾚｰ	m２	1	1,550	1,550	
計					1,550	
単価					1,550	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	下塗	弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料(2層)ｽﾌﾟﾚｰ 塗装回数 2回	単位	m2	数量	1	単価	1,613

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料(2層)ｽﾌﾟﾚｰ	ｍ２	1	1,613	1,613	
計					1,613	
単価					1,613	円／m2

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系 塗装回数 1回	単位	m2	数量	1	単価	902

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗替塗装	中塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系	ｍ２	1	902	902	
計					902	
単価					902	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系　　塗装回数 1回	単位	m2	数量	1	単価	1,945

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗替塗装	上塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系	m２	1	1,945	1,945	
計					1,945	
単価					1,945	円／m2

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	廃材運搬	塗膜かす(PCB含有)	単位	缶	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
廃材運搬	塗膜かす(PCB含有)	缶	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／缶

１次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	廃材処分	塗膜かす(PCB含有)	単位	缶	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		缶	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／缶

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	塗装足場	ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞ･ﾎﾞｯｸｽｶﾞｰﾀﾞ	単位	m2	数量	1	単価	3,747

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主体足場（パイプ吊足場）	ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞ･ﾎﾞｯｸｽｶﾞｰﾀﾞ 設置･撤去･賃料 2.7月	ｍ２	1	2,456	2,456	
朝顔	ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞ･ﾎﾞｯｸｽｶﾞｰﾀﾞ 設置･撤去･賃料 2.7月 両側朝顔	ｍ２	1	1,291	1,291	
計					3,747	
単価					3,747	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	板張防護		単位	m2	数量	1	単価	2,105

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
板張防護工	設置･撤去･賃料 2.7月 両側朝顔	m２	1	2,105	2,105	
計					2,105	
単価					2,105	円／m2

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	32	単価	16,430

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	8	17,960	143,680	
交通誘導警備員Ｂ		人日	24	15,920	382,080	
計					525,760	
単価					16,430	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ(1層)ｽﾌﾟﾚｰ	単位	m２	数量	100	単価	1,550
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工　塗替塗装　下塗り		昼間 有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁ(1層) ｽﾌﾟﾚｰ 制約無	m２	100	1,549.34	154,934		
諸雑費（まるめ）			式	1		66		
計						155,000		
単価						1,550	円／m２	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料(2層)ｽﾌﾟﾚｰ	単位	m２	数量	100	単価	1,613
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工　塗替塗装　下塗り		昼間 弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ(2層)ｽﾌﾟﾚｰ 制約無	m２	100	1,612.97	161,297		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						161,300		
単価						1,613	円／m２	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗替塗装	中塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系	単位	m２	数量	100	単価	902
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工　塗替塗装　中塗り		昼間 弱溶剤形ふっ素 ｽﾌﾟﾚｰ赤系 制約無	m２	100	901.93	90,193		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						90,200		
単価						902	円／m２	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗替塗装	上塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系	単位	m２	数量	100	単価	1,945
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工　塗替塗装　上塗り		昼間 弱溶剤形ふっ素 ｽﾌﾟﾚｰ赤系 制約無	m２	100	1,944.25	194,425		
諸雑費（まるめ）			式	1		75		
計						194,500		
単価						1,945	円／m２	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費		単位	缶	数量	1	単価 [redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（式）		式	1		[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／缶

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	主体足場（パイプ吊足場）	ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞ・ﾎﾞｯｸｽｶﾞｰﾀﾞ 設置･撤去･賃料 2.7月	単位	m２	数量	1	単価	2,456

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	0.056	35,088	1,964	
主体足場賃料	パイプ吊足場	月	2.7	182.44	492	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					2,456	
単価					2,456	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	朝顔	ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞ・ﾎﾞｯｸｽｶﾞｰﾀﾞ 設置･撤去･賃料 2.7月 両側朝顔	単位	ｍ２	数量	1	単価	1,291

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	0.027	35,088	947	
朝顔賃料		月	2.7	127.62	344	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,291	
単価					1,291	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	板張防護工	設置･撤去･賃料 2.7月 両側朝顔	単位	m２	数量	1	単価	2,105

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	0.043	35,088	1,508	
防護材賃料		月	2.7	221.37	597	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					2,105	
単価					2,105	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	17,960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ａ			人	1	17,952	17,952		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						17,960		
単価						17,960	円／人日	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	15,920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ｂ			人	1	15,912	15,912		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						15,920		
単価						15,920	円／人日	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉛等呼吸用保護具等費用		単位	式	数量	1	単価	4,248,430

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電動ファン付呼吸保護具		個	5	98,000	490,000	
交換フィルター		個	470	1,780	836,600	
使い捨て化学防護服		組	470	2,160	1,015,200	
手袋		組	470	416	195,520	
靴カバー		組	470	353	165,910	
カバーグラス		枚	470	533	250,510	
クリーンルーム	損料	日	47	1,410	66,270	
エアシャワー	損料	日	47	2,460	115,620	
１次フィルター	エアシャワー用	個	7	2,250	15,750	
ＨＥＰＡフィルター	エアシャワー用	個	7	7,000	49,000	
真空掃除機	損料	日	47	4,680	219,960	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉛等呼吸用保護具等費用		単位	式	数量	1	単価	4,248,430

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
１次フィルター	真空掃除機用	個	7	4,530	31,710	
２次フィルター	真空掃除機用	個	7	5,560	38,920	
ＨＥＰＡフィルター	真空掃除機用	個	7	37,300	261,100	
集塵機	損料	日	47	3,750	176,250	
１次フィルター	集塵機用	個	7	2,200	15,400	
２次フィルター	集塵機用	個	7	6,930	48,510	
ＨＥＰＡフィルター	集塵機用	個	7	36,600	256,200	
計					4,248,430	
単価					4,248,430	円／式

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		単位	式	数量	1	単価	63,175

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技術員		人	1.75	36,100	63,175	
計					63,175	
単価					63,175	円／式

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（式）		単位	式	数量	1	単価	[redacted]
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		塗膜かす(PCB含有)	式	1		[redacted]		
計						[redacted]		
単価						[redacted]	円／式	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	電動ファン付呼吸保護具		単位	個	数量	1	単価	98,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	98,000	98,000		
計						98,000		
単価						98,000	円／個	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交換フィルター		単位	個	数量	1	単価	1,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	1,780	1,780	
計					1,780	
単価					1,780	円／個

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	使い捨て化学防護服		単位	組	数量	1	単価	2,160

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（組）		組	1	2,160	2,160	
計					2,160	
単価					2,160	円／組

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	手袋		単位	組	数量	1	単価	416

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（組）		組	1	416	416	
計					416	
単価					416	円／組

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	靴カバー		単位	組	数量	1	単価	353

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（組）		組	1	353	353	
計					353	
単価					353	円／組

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	カバーグラス		単位	枚	数量	1	単価	533

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（枚）		枚	1	533	533	
計					533	
単価					533	円／枚

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	１次フィルター	エアシャワー用	単位	個	数量	1	単価	2,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	2,250	2,250	
計					2,250	
単価					2,250	円／個

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＨＥＰＡフィルター	エアシャワー用	単位	個	数量	1	単価	7,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	7,000	7,000		
計						7,000		
単価						7,000	円／個	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	１次フィルター	真空掃除機用	単位	個	数量	1	単価	4,530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	4,530	4,530		
計						4,530		
単価						4,530	円／個	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	２次フィルター	真空掃除機用	単位	個	数量	1	単価	5,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	5,560	5,560	
計					5,560	
単価					5,560	円／個

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＨＥＰＡフィルター	真空掃除機用	単位	個	数量	1	単価	37,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	37,300	37,300	
計					37,300	
単価					37,300	円／個

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	1次フィルター	集塵機用	単位	個	数量	1	単価	2,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	2,200	2,200		
計						2,200		
単価						2,200	円／個	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	2次フィルター	集塵機用	単位	個	数量	1	単価	6,930
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	6,930	6,930		
計						6,930		
単価						6,930	円／個	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＨＥＰＡフィルター	集塵機用	単位	個	数量	1	単価 36,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	36,600	36,600	
計					36,600	
単価					36,600	円／個

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	98,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電動ファン付呼吸保護具			個	1	98,000	98,000		
計						98,000		
単価						98,000	円／個	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	1,780
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交換フィルター			個	1	1,780	1,780		
計						1,780		
単価						1,780	円／個	

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（組）		単位	組	数量	1	単価	2,160
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
使い捨て化学防護服			組	1	2,160	2,160		
計						2,160		
単価						2,160	円／組	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（組）		単位	組	数量	1	単価	416
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
手袋			組	1	416	416		
計						416		
単価						416	円／組	

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（組）		単位	組	数量	1	単価	353

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
靴カバー		組	1	353	353	
計					353	
単価					353	円／組

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（枚）		単位	枚	数量	1	単価	533

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
カバーグラス		枚	1	533	533	
計					533	
単価					533	円／枚

参考資料（３）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	2,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
１次フィルター	エアシャワー用	個	1	2,250	2,250	
計					2,250	
単価					2,250	円／個

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	7,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＨＥＰＡフィルター	エアシャワー用	個	1	7,000	7,000	
計					7,000	
単価					7,000	円／個

参考資料（３）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	4,530

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
１次フィルター	真空掃除機用	個	1	4,530	4,530	
計					4,530	
単価					4,530	円／個

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	5,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
２次フィルター	真空掃除機用	個	1	5,560	5,560	
計					5,560	
単価					5,560	円／個

参考資料（３）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	37,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＨＥＰＡフィルター	真空掃除機用	個	1	37,300	37,300	
計					37,300	
単価					37,300	円／個

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	2,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
１次フィルター	集塵機用	個	1	2,200	2,200	
計					2,200	
単価					2,200	円／個

参考資料（３）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	6,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
２次フィルター	集塵機用	個	1	6,930	6,930	
計					6,930	
単価					6,930	円／個

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	36,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＨＥＰＡフィルター	集塵機用	個	1	36,600	36,600	
計					36,600	
単価					36,600	円／個

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	27,763,760
(2)共通仮設費	12,986,605
(3)純工事費 (1)+(2)	40,750,365
(4)現場管理費	18,667,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	59,417,365
(7')一般管理費等(計上額)	10,842,635
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	70,260,000

(16)工場製作純工事費	0
(17)工場管理費	0
(18)工場製作原価 (16)+(17)	0

((7)一般管理費等(計算額)　10,849,610)

(11)消費税相当額	7,026,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	77,286,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	70,260,000
(14)調査基準価格	69,069,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	62,790,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 鋼橋架設工事　　合算工事： 0

対象工事費	27,763,760	直接工事費	27,763,760	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	432,000	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	27,763,760	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	27,331,760		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	22.08 ％		0 ％	
施工地域等補正	1.3	ICT施工補正	1	
率（補正後）	29.27 ％	（28.7 ％ × 週休1.02）		
計上額	8,126,000		0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	27,331,760	直接工事費	27,763,760		
非対象額計（－）	432,000				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	432,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	27,331,760	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.28　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.28　％				
計上額	349,000		0		0
比較結果　当該追加工事	A			調整工事計上額	0
0	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	4,511,605				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	4,248,430	役務費	0	技術管理費	63,175
営繕費	200,000	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　12,986,605

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	40,750,365	単独（追加工事）直接工事費	27,763,760	単独（追加工事）共通仮設費	12,986,605
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	40,750,365	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	40,318,365		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	40.44 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	45.81 % （44.48% × 週休1.03）		0 %		
計上額	18,667,000		0		0
			1,953,228 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	高崎河川国道事務所　道路管理第二課			工事番号	2025011111	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	鋼橋架設工事	

工事原価	59,417,365						
純工事費	40,750,365	現場管理費	18,667,000	工期延長等に伴う現場維持費		0	
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	59,417,365	現工事	0		合算工事	0	
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	58,985,365	現工事	0		合算工事	0	
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	59,417,365						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	18.22 %	現工事	0	%	合算工事	0	%
一般管理費	10,842,635						
業務委託料等	0						
調査基準価格	69,069,000						
調査基準価格の100/110	62,790,000	(89.37 %)					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所　道路管理第二課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
橋梁保全工事		式		1		
現場塗装工		式		1		
橋梁塗装工 Rc－Ⅰ		式		1		
素地調整	循環式ハイブリットブラストシステム工法	m2		1,020		
下塗	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ(1層) ｽﾌﾟﾚｰ 塗装回数 1回	m2		1,020		
下塗	弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料(2層)ｽﾌﾟﾚｰ 塗装回数 2回	m2		1,020		
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系　塗装回数 1回	m2		1,020		
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 ｽﾌﾟﾚｰ 赤系　塗装回数 1回	m2		1,020		
廃材運搬	塗膜かす(PCB含有)	缶		10		
廃材処分	塗膜かす(PCB含有)	缶		10		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
橋梁足場工		式		1		
塗装足場	ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞ・ﾎﾞｯｸｽｶﾞｰﾀﾞ	式		1		
橋梁防護工		式		1		
板張防護		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
安全費		式		1		
鉛等呼吸用保護具等費用		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式		1		
営繕費		式		1		
クリーンルーム		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令和７年度

Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事

特記仕様書

令和８年１月

国土交通省　関東地方整備局

高崎河川国道事務所

第１編　共　通　編

第１条　適　用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

ＵＲＬ　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

１．本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

２．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

３．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

４．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

５．　主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第３条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専

任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は群馬県内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事に監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（６）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第４条　コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）登録

１．工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「１－１－１－７コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

４．土木工事共通仕様書１－１－１－７コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD

2024）に準拠する。

起点　群馬県安中市松井田町入山　緯度　36°19’53.7”　経度　138°40’34.4”

終点　群馬県安中市松井田町入山　緯度　36°19’53.4”　経度　138°40’34.3”

５．土木工事共通仕様書１－１－１－７コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

【記載例】

本工事は、一般国道１８号手引沢橋において、橋梁の塗装塗替工事を行うものである。

主な工種は以下の通りである。

＜手引沢橋＞

橋梁塗装工

素地調整　……　１，０２０ｍ２

下塗　……　１，０２０ｍ２

下塗　……　１，０２０ｍ２

中塗　……　１，０２０ｍ２

上塗　……　１，０２０ｍ２

６．土木工事共通仕様書(令和７年３月版)１－１－１－７コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、監督職員と協議するものとする。

第５条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注 1:用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注 2:所属会社の写真とする。

第６条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事において

は共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は下記のとおりとし、関東地方整備局又は高崎河川国道事務所ホームページにより公表する。

（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評定を減ずる場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおりとする。（様式については別紙様式－００を参照）

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

なお、別紙様式－００については、関東地方整備局ならびに高崎河川国道事務所のホームページで公表している。

・関東地方整備局ＨＰ　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000238.html

・高崎河川国道事務所ＨＰ https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/nyusatsu_keiyaku_007.html

第７条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第８条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第９条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

なお、別紙様式－１５については、関東地方整備局ならびに高崎河川国道事務所のホームページで公表している。

・関東地方整備局ＨＰ　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000238.html

・高崎河川国道事務所ＨＰ https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/nyusatsu_keiyaku_007.html

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１０条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１１条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．　受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Ｒｅｖ５．７）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）
ＵＲＬ　https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注

者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１２条　設計変更審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」

（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１３条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１４条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１５条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第１６条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１６から１－１－１－１８に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第１７条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第１８条　廃棄物処理

手引沢橋より発生したＰＣＢ等有害物質含有の塗膜かす殻及び防護服等殻は、廃棄物処分場へ搬入するものとする。なお、搬出先は下表のとおりとする。

施設の名称	所在地	運搬距離	摘要
三池製錬(株)	福岡県大牟田市新開町2-1	1,165ｋｍ	ドラム缶

なお、上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１９条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和７年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第２０条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等

（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 （令和７年度版）（以下、写真管理基準）「２－２ 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（ＣＲＹＰＴＲＥＣ暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.※ここでは使用機器の事例を示したものでり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和６年３月）「２－２ 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和６年３月）及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和６年３月）「２－５ 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）「６．写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はＵＲＬ（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２１条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（１０）鏡と手洗器

（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（１２）室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）

（１３）擬音装置（機能を含む）

（１４）着替え台

（１５）臭気対策機能の多重化

（１６）室内温度の調整が可能な設備

（１７）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、５１，０００ 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

１快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第２２条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目であるが、令和８年度の重点的安全対策項目については、別途監督職員より通知する。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の概要及び工事等場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和元年５月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
昼間作業	32人（うち有資格誘導員　8人）	
合計	32人（うち有資格誘導員　8人）	

第２３条　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛か

る経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０度（℃）以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０度（℃）以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（ＷＢＧＴ）が日最高２５度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（ＷＢＧＴ）が２５度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０度（℃）以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０度（℃）以上、又はWBGTが２５度（℃）以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第２４条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第２５条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第２３条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）を１名以上充て、他は経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２６条　路上工事の縮減等

受注者は路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員へ提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減に務めるものとする。

第２７条　交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第２８条　特定調達品目調達実績の集計について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、

機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第２９条　環境対策（建設機械の使用）

１．受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和６２年３月３０日建設省経機第５８号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第３０条　過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請け業者にも十分指導すること。

第３１条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①　当該車両に関する特殊車両通行許可証

②　現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③　車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第３２条　通行許可等

１．受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画

（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

２．受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第３３条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

費目	実　施　す　る　内　容
仮設備関係	環境負荷の低減を実施するものとする。
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。
安全関係	盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。
地域連携	工事工程表及びデザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む）を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の５０％を上限として設計変更の対象とする。

第３４条　工　期

１．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式-１６により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

２．工期は、工事の始期より１６０日間とする。だたし、令和８年４月１日（工事着手期限）までに工事を開始するものとする。なお工期には、雨天、休日等６９日見込んでおり、休日には日曜日、祝日、夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

①　準備期間	６０日間
②　後片付け期間	２０日間
③　雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数、実働日数×係数)	1.75(R7)

（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数）

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２５日

ロ）８時から１７時までのWBGT値が３１以上の時間を足し合わせた日数：６日間
過去５か年（２０２０年～２０２４年）の気象庁（前橋観測所）及び環境省（前橋地点）のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

３．契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から１６０日間で工事を完了させること。

第３５条　路上抑制期間について

本工事期間中において、路上工事抑制期間を定めており、抑制期間中は車線規制を伴う交通規制を原則認めない。やむを得ず抑制期間中に車線規制を実施する場合は、監督職員と協議すること。

なお、令和７年度の路上工事抑制期間は高崎河川国道事務所のホームページに公表する予定である。(https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/takasaki00531.html)また、令和８年度の路上工事抑制期間については、別途監督職員より通知するものとする。

第３６条　工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
③ 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第３７条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－３）との照合（クロスチ

ェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３８条　週休二日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①　完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②　月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１ 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

４．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、

連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第３９条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議の簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、前橋観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が１０ｍｍ以上／日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第４０条　個人情報の取扱について

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．資料等の返却等

①受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

②前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を

再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．管理の確認

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１０．管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１．従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第４１条　施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	全ての工事	８：００～１７：００

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第４２条　工事支障物件

本工事における工事支障物件は、無いものと見込んでいる。ただし、現地確認後、工事支障物件が発生した場合は、監督職員と協議すること。

第４３条　概算・概略数量

１．本工事は、概略数量（過年度塗装面積）を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

２．本工事においては、令和７年度土木工事標準積算基準書（以下、基準書）を準拠し積算している。

３．手引沢橋の塗装塗替に関わる仮設については、当初設計では、塗装用足場を採用する予定である。これにより難い場合は、監督職員と協議し変更の対象とする。

４．当該橋梁の塗膜については過年度調査により、ＰＣＢ等有害物質の含有が想定されている。施工中に発生する塗膜殻等の運搬費及び処分費については当初設計によるものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議し変更の対象とする。また、塗膜成分分析費用については当初設計で見込んでいないが、監督職員と協議し変更の対象とする。

５．その他、現地精査の結果、当初設計と現場条件が著しく異なる部分については、十分検討を行った上で、監督職員と協議し、変更の対象とする。

第４４条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
②公共工事等において実用段階に達している技術
③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

１）新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）登録技術
URL　http://www.netis.mlit.go.jp

２）ＮＥＴＩＳのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

３）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

４）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、ＮＥＴＩＳ「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、ＮＥＴＩＳ掲載期間終了技術は対象外とする。

第４５条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第４４条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す１）～４）の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第４４条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す１）～４）のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりＮＥＴＩＳ申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はＮＥＴＩＳ申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、ＮＥＴＩＳ申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外のＮＥＴＩＳ登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(ＮＥＴＩＳ)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第４６条　建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とＷｅｂ会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）Ｒ５．３」を参考に実施するものとする。

ＵＲＬ　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

①　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をＷｅｂ会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②　確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するＰＣにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ＡＳＰ）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やＷｅｂ会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ＡＳＰ）」、「Ｗｅｂ会議システム（ＴＥＡＭＳ、ＺＯＯＭ等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間　で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙－１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力す

るものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第５７８号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８）通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第４７条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来型		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に

遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、３６０度カメラ等）により取得した映像及び音声をＷｅｂ会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和３年９月３０日（国不建第２７３号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第４８条　契約後ＶＥ方式

１．定義について

「ＶＥ提案」とは、契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲について

１．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

（１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

（２）契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

（３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出について

１．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

（１）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由
（２）ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
（３）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
（４）発注者が別途発注する関連工事との関係
（５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項
（６）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査について

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等について

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（別紙様式ー５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等について

（１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、設計図書の変更を行わなければならない。
（２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
（３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。
（４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として、変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護について

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められて場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在について

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第４９条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「第○条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５０条　部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務生及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省ＨＰ　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第５１条　情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書１－１－１－６に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式－１８を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第２編　土木工事共通編

第５２条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。なお、現場技術業務の委託先及び配置する現場技術員の氏名は別途監督職員より通知する。

第５３条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第５４条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号最終改正令和３年９月１日）第１５条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷｅｂ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷｅｂ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第５５条　品質証明書

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

なお、別紙様式－１２については、関東地方整備局ならびに高崎河川国道事務所のホームページで公表している。

・関東地方整備局ＨＰ　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000238.html

・高崎河川国道事務所ＨＰ https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/nyusatsu_keiyaku_007.html

第５６条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各事業段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは「工事完成図書の電子納品等要領（令和５年３月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第５７条　検査書類限定型工事

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。

２．検査書類限定型工事とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第５８条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第５９条　足場工

本工事の施工にあたっては、足場供用日数を下表のとおり見込んでいる。

橋梁名	工種	供用日数(供用月数)	摘要
手引沢橋	橋梁塗装工	２．７月	

第３編　道路編

第６０条　現場塗装工

１．塗装の品質管理等については共通仕様書によるものとする。なお、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

２．本工事における塗装については次表のとおりとする。

【Ｒｃ－Ｉ塗装系】

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m2)	塗装間隔
素地調整	１種	－	４時間以内
下塗	有機ジンクリッチペイント	600	１日～10日
下塗	弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料下塗	240	１日～10日
下塗	弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料下塗	240	１日～10日
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	170	１日～10日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	140	

なお、上表により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．現場塗装においては、スプレー塗装とするが、それにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

４．色調は淡彩色とし、色彩の決定にあたっては、監督職員と協議するものとする。

５．素地調整については、循環式ハイブリッドブラストシステム工法（NETIS 登録番号：QS-150032-VE）相当を見込んでいる。なお、それにより難い場合は監督職員と協議すること。

第４編　その他

第６１条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第６２条　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出す

るものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報版
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

２．道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベース　データ作成マニュアル（案）』によるものとする。

３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。

５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

①道路施設台帳作成総括表

②道路施設基本データ総括表

③道路施設基本データ一覧表

④道路施設台帳チェックシート

⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果

⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果

⑦工事数量総括表

第６３条　道路橋維持管理資料の作成

１．本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。

２．本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第６４条　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第６５条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第６６条　全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録について

１．受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、施工結果等のデータを、全国道路施設点検データベース（道路橋）（以下「点検ＤＢ（道路橋）」）に登録する。

登録するデータは以下の通りとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第６８条に定めるとおりとする。なお、点検ＤＢ（道路橋）の管理運営団体に支払う登録料については設計変更の対象とする。

【全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録データ】

「補修･補強工事調書の記入要領（案）」に示される補修･補強工事調書データ、および「道路管理データベース データ作成マニュアル（案）」の塗装歴（Ｄ０１９）、補修歴（Ｄ０１Ａ）データ

２．受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検 DB（道路橋）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙－７」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第６７条　登録するデータに係る権利について

１．本工事の成果として点検ＤＢ（道路橋）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。

２．点検ＤＢ（道路橋）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検ＤＢ（道路橋）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

３．受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検ＤＢ（道路橋）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作者人格権を行使せず又は行使させない。

４．前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検ＤＢ（道路橋）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。

５．発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

６．受注者は、点検ＤＢ（道路橋）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第４１条 第３４条 第３４条
安全対策関係	■交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第２２条 第２５条
建設副産物関係	■建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第１８条

証明書

工事（業務）名：

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

概略工事工程表
工事名：Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事

工　種		単位	数量	1　30　60　90　120　150	備　考
準備		式	1		・60日間
現場塗装工（Ｒｃ－Ⅰ）		m2	1,020		(1pt)
仮設工		m２	300		(1pt)
後片付け		式	1		・20日間
制約条件	関係機関協議				警察協議
	お盆・年末年始				・8月中旬
	路上工事抑制				・４月下旬～５月上旬 ・８月中旬
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正あり）を適用			

工期：工事の始期から１６０日
着手にあたっての関係期間協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

位　置　図

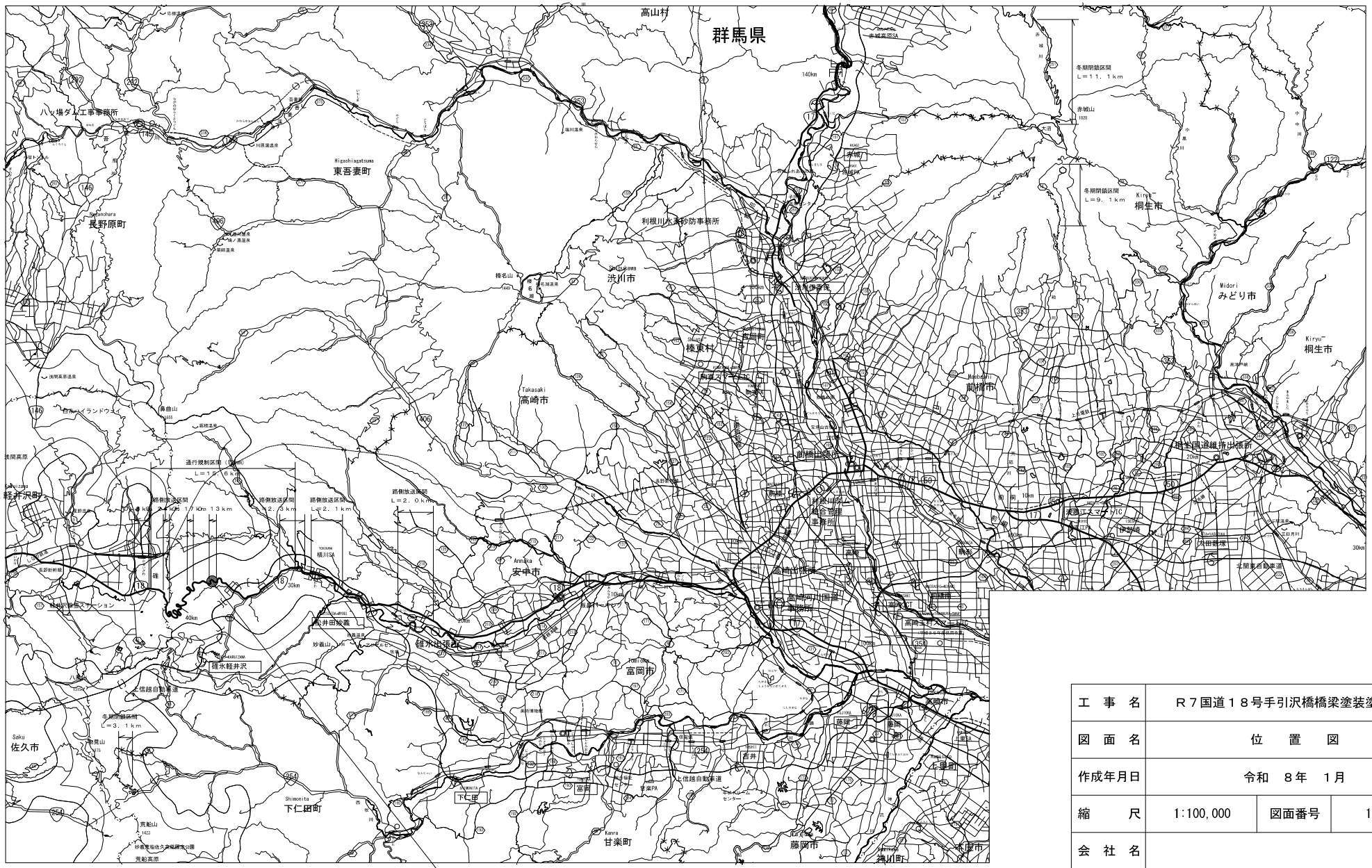

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工　事　名	Ｒ７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事								
図　面　名	位　置　図								
作成年月日	令和　８年　１月								
縮　　尺	1:100,000	図面番号	1 / 2						
会　社　名									
事 務 所 名	国土交通省　高崎河川国道事務所								
所長		副所長		課長		係長		設計	

手引沢橋 補修一般図

側 面 図 S=1:200

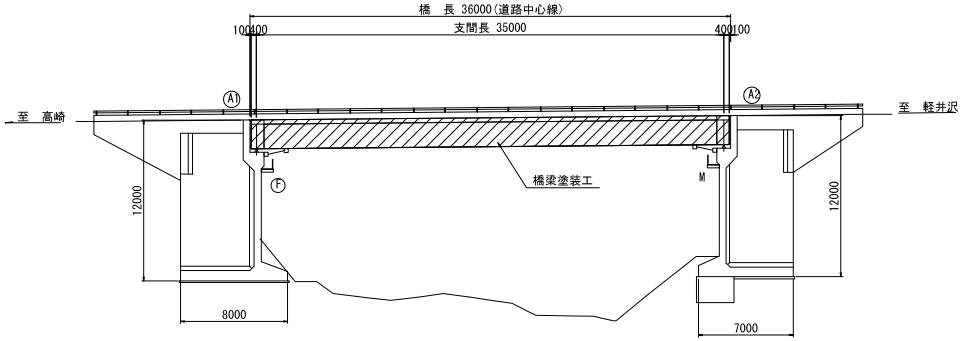

断 面 図 S=1:50

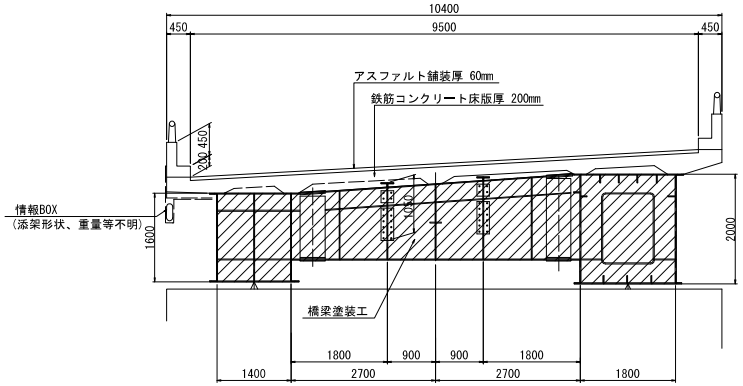

平 面 図 S=1:200

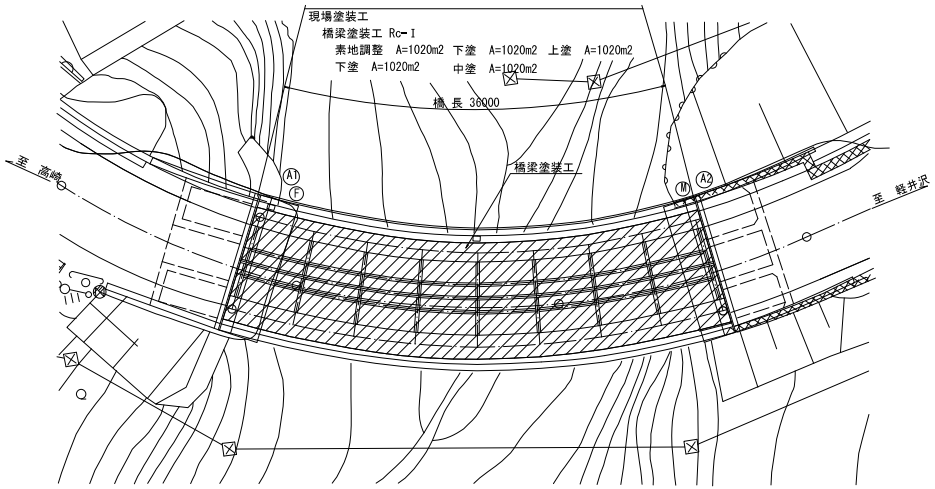

断 面 図 S=1:100

A1橋台

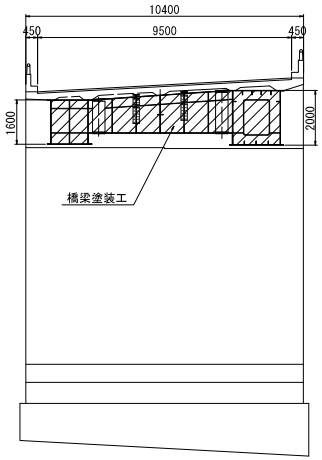

A2橋台

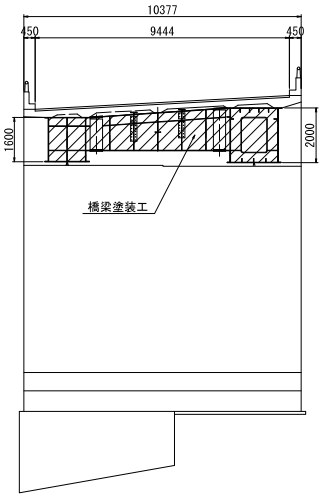

注記)
補修箇所は現場にて確認すること。
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道１８号手引沢橋橋梁塗装塗替工事		
図面名	手引沢橋 補修一般図		
作成年月日	令和 ８年 １月		
縮尺	図 示	図面番号	2 / 2
会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		